市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第411条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第１（2）に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　市町村の「こども子育て費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［｛（0.154／Ａ）－1.000｝×0.152］×Ｂ×Ｃ

0.154／Ａが1.000を下回る場合は1.000とする。

算式の符号

Ａ　18歳以下人口を令和２年人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

8　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

（Ｂ／Ａ）×2.77＋（Ｃ／Ａ）×0.16

［略］

9　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

Ｂ／（Ａ×2.00）

算式の符号

［略］

Ｂ　合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

34.6×ａ×ｂ×ｃ

ｂが3.980を超えるときは3.980とする。

ｃが1.797を超えるときは1.797とする。

算式の符号

ａ　次の算式により算定した数（当該数に小数点第１位未満の端数があるときは、その端数

市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第411条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第１（2）に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　市町村の「こども子育て費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［｛（0.154／Ａ）－1.000｝×0.154］×Ｂ×Ｃ

0.154／Ａが1.000を下回る場合は1.000とする。

算式の符号

Ａ　18歳以下人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

8　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

（Ｂ／Ａ）×2.78＋（Ｃ／Ａ）×0.15

［同左］

9　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

Ｂ／（Ａ×1.96）

算式の符号

［同左］

Ｂ　合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

33.0×ａ×ｂ×ｃ

ｂが3.980を超えるときは3.980とする。

ｃが1.797を超えるときは1.797とする。

算式の符号

ａ　合併関係市町村の人口